

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2011 年度第 5 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

中国日本商会 IPG では、2011 年度第 5 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開催いたします。

第 1 部は中国 IPG 会員(北京、上海、広東 IPG の総称)のみが参加し、中国日本商会 IPG (北京 IPG) 運営に関わる連絡や中国日本商会 IPG 各 WG 活動の情報共有を図ります。第 2 部は中国 IPG 会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。今回の知財セミナーのテーマは、商標法改正についてです。2011 年 9 月 2 日付けで国务院法制弁公室から意見募集が案内された「中国商標法」(意見募集稿)について、中国知財法の権威であります中国人民大学知識産権学院の劉春田院長より、専門的・学術的に改正の背景や改正点について解説頂きます。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、2 月 2 日(木)までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2012 年 2 月 7 日(火)

13：30-14：30 中国日本商会 IPG 全体会合 [会員限定] 中国 IPG 会員のみ参加可

15：00-17：00 JETRO 知財セミナー [公開]

受付：中国 IPG 会員の方 13：00 から

中国 IPG 会員以外の方 14：30 から

場所：長富宮飯店 2 階 月季の間

北京市建国門外大街 26 号 Tel：010-6512-5555

主催：日本貿易振興機構、中国日本商会 IPG

内容(予定)：

第 1 部 中国日本商会 IPG (北京 IPG) 全体会合

- ・ 幹事会・戦略委員会活動紹介
- ・ IPG 各 WG・中国人実務者研修会活動紹介
- ・ その他

第 2 部 JETRO 知財セミナー ※逐次通訳

- ・ 「中国商標法(意見募集稿)に関する解説」

中国人民大学知識産権学院 劉春田 院長

定員：80 名

参加費：無料

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_20120109093901.html

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14：00～17：00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部（担当：高村）

E-Mail：post@jetro-pkip.org

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 「展示会における知的財産権保護弁法」改正案が通過、商務部発表（法制日報 2011 年 12 月 30 日）
2. 創業板上場企業「決算報告書準則」が改正、知財情報の開示を強調（国家知識産権網 2012 年 1 月 15 日）
3. 「著作権法」改正に新しい進展 専門家提案稿が完成（中国新聞出版報 2012 年 1 月 19 日）

○中央政府の動き

1. 外資系企業の投資先誘導、奨励項目に「知財権サービス」加わる（経済参考報 2011 年 12 月 30 日）
2. 商標の審査期間が 10 カ月に、先進国並みの水準（国家知識産権網 2011 年 12 月 27 日）
3. 田力普局長：中国は知財をめぐる国際規則の制定や改革に積極参加（中国新聞網 2012 年 1 月 6 日）
4. 財政部・国家税務総局、漫画アニメ産業を優遇税制でバックアップ（人民日報 2012 年 1 月 2 日）

5. 国家版權局、動画共有サイト自主モニタリングの管理に関連する規定を起草へ（光明日報 2011年12月30日）
6. 國務院常務會議で品質対策を検討、温家宝総理が知財保護の徹底を強調（中国政府網 2012年1月11日）
7. 文化部、2011年重大事件トップ10発表、権利侵害事件が8割（新華網 2012年1月11日）
8. 國務院で「意見」発布、模倣品取締を地方政府の業績評価対象に（中新網 2012年1月20日）
9. 中国とドイツ間のPPH試行、23日より開始（国家知識産権網 2012年1月20日）
10. 工業モデル転換に関する5カ年計画、企業の特許保有率を倍増させ（チャイナネット 2012年1月20日）
11. 商務部：淘宝网の米「悪名高き市場」リスト入りに強い不満を（新京報 2012年1月19日）
12. 中小企業発展をサポート、知財権担保融資サービスを強化 田力普局長（中国中小企業情報網 2012年1月11日）

○地方政府の動き

1. 「パクリが権利侵害？」知らない人が5割、広東省調査（羊城晚報 2011年12月23日）
2. 北京市、年間特許出願1000件の企業数増加を目指し、支援プランを公開（国家知識産権網 2011年12月30日）
3. 北京海澱区、納税額ベスト10に技術革新型企業が6社（北京日報 2012年1月11日）

○司法関連の動き

1. 北京地裁で審理された知財訴訟、外国権利者勝訴が55%（法制日報 2011年12月30日）
2. 福建省、技術成果の転化と産業化促進を目指し新施策（国家知識産権網 2012年1月29日）
3. 最高裁：知的財産権裁判の強化を各裁判所の重点活動に（中国知的財産権司法保護網 2012年1月29日）

○統計関連

1. 中国の商標出願・登録件数は世界最多（人民日報 2011年12月31日）
2. 有効特許の保有件数、国内が初めて外国を上回る（中国知識産権報 2011年12月21日）
3. 2011年の専利出願が163.3万件、前年より33.6%増（国家知識産権網 2012年1月6日）
4. 特許による経済効果が明らか、大中企業調査で（国家知識産権網 2011年12月29日）
5. 専利審査業務の実り多き年、審査官が5509人に（知識産権報 2012年1月13日）
6. 上海市の特許保有件数、1万人あたり13.4件（国家知識産権網 2012年1月13日）

○その他知財関連

1. 中国人の1人あたり科学普及経費、2.61元に（中国新聞網 2011年12月30日）
2. 中国デジタルテレビ規格が国際規格にグレードアップ（国際金融報 2011年12月29日）
3. 外国への依存度が60%、研究力の向上が急務（網易財經 2012年1月6日）
4. 多国籍企業の本社数、北京市が世界2位を維持した（新華網 2012年1月14日）
5. 文化産業が初めてGDPの3%を突破、経済成長の新たなけん引役に（北京農報 2012年1月7日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★2. 創業板上場企業「決算報告書準則」が改正、知財情報の開示を強調★★★

深セン証券取引所に2009年に開設された新興企業向け証券市場、中国版ナスダックとも呼ばれる創業板（ChiNext）の上場企業に適用される「創業板上場企業決算報告書の内容と書式」（以下は「決算報告書準則」と略称）の改正案はまもなく公表され、一般向け意見募集が始まる。改正案では知的財産権をめぐる情報の開示が初めて重要内容として強調されるようになった。中国証券監督管理委員会の関係者が12日、明らかにした。

新しい「決算報告書準則」では、特許や商標、特許以外の技術など無形資産に関して、決算期間に起こった重大な変化を正確で適時に開示し、且つその原因を説明することが創業板上場企業に義務付けられた。また、核心競争力に係わる特許やその他の技術、特許経営権などの重要な変化によりもたらされた影響について分析し、重大な影響が想定される場合の対応策を詳細に説明しなければならないとの規定も盛り込まれている。

証券監督管理委員会の関係者は、2009年12月発布の元「決算報告書準則」は重要な役割を果たしてきたと評価するとともに、特許などにめぐる情報の開示に問題があった原因で、蘇州恒久、新大新材など一部の企業が上場の前夜に上場の先送りにならざるを得ない事態も起こったなど、元「準則」に不備があり、改善の必要性があると指摘した。創業板上場企業の決算報告書作成と情報開示の規範化を目指し、会社法や証券法など法律に基づき証券監督管理委員会が改正「決算報告書準則」の意見募集稿を作成した。（国家知識産権網 2012年1月15日）

○中央政府の動き

★★★2. 商標の審査期間が10カ月に、先進国並みの水準★★★

工商行政管理部門は2011年にも商標出願の審査業務の効率向上に取り組み続けた。審査期間が10カ月、異議申し立て案件の審理が18カ月以内に短縮され、米国、日本など先進国並みの水準となっている。12月26日に北京で開かれた全国工商行政管理活動会議でわかった。

中国では審査の処理速度が出願件数の急増に追いつけない状況が2000年から続き、2007年末に審査期間が3年を超えるようになり、解決が迫られていた。国家工商行政管理総局は2008年から一連の措置を講じて審査効率の向上に取り組んできた結果、2010年末までに審査期間が1年以内に短縮され、滞貨問題の徹底的解決を実現した。今年は審査加速化のほか、審査体制の整備やオンライン出願業務の推進などにより審査期間と異議申し立て案件の審理期間がさらに短縮された。

国家工商行政管理総局の統計によると、中国の商標出願件数が累計で957万6000件、

登録件数が 655 万 9000 件、有効登録商標が 542 万 3000 件に達し、いずれも世界最多となっている。今年は 1 月から 11 月までに審査された商標が 107 万 4900 件、商標評審委員会で結審された審判件数が 3 万 400 件だった。(国家知識産権網 2011 年 12 月 27 日)

★★★9. 中国とドイツ間の PPH 試行、23 日より開始★★★

国家知識産権局 (SIP0) とドイツ特許商標庁 (DPMA) が「特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway 略称 PPH) について発表した共同声明によると、双方は今年 1 月 23 日より PPH 試行を開始することとなった。

試行期間は 2014 年 1 月 22 日までの 2 年間。PCT 出願の国際段階成果物を利用する特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) は含まれない。両国の出願者が「中国とドイツ間の PPH 試行プロジェクトにおいて国家知識産権局に PPH 請求を提出するフロー」に基づいて国家知識産権局に、または「ドイツと中国間の PPH 試行プロジェクトにおいてドイツ特許商標庁に PPH 請求を提出するフロー」に基づいてドイツ特許商標庁に PPH の請求を提出することができる。

また、国家知識産権局の公式サイト (<http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ywzt/pph/>) とドイツ特許商標庁の公式サイト (<http://www.dpma.de/english/patent/procedures/pph/>) にアクセスして、それぞれの関連要件を調べることができるという。(国家知識産権網 2012 年 1 月 20 日)

○地方政府の動き

★★★2. 北京市、年間特許出願 1000 件の企業数増加を目指し、支援プランを公開★★★

北京市は、年間の特許出願件数が 1000 件以上の企業を増やし、発明創造の大規模化を奨励するための「特許 1000 件企業」支援プランを始めた。先月 26 日に行われた始動式で北汽福田自動車有限公司と京東方集団は、式典に出席した洪峰副市长ら市の指導者から「2011 年度北京市特許 1000 件企業」のプレートが手渡された。

「特許 1000 件企業」支援プランは、企業の創造活動の活発化を促進し、コア技術を中心とする特許保護体制を整備し、年間出願件数が 1000 件以上の企業数の増加を実現することが狙いで、北京市知識産権局と北京市の経済・情報化委員会、国有資産管理委員会、中関村管理委員会などの共同により、北京市にある企業を対象に実施される。毎年市の特許モデル企業から特に優れた企業 5~10 社を選定し、全方位的で専門的なサポートを提供してその特許出願を支援するうえ、さらに出願件数が 1000 件を超える企業を 1、2 社育成するのが目標とされる。

洪峰副市长は演説の中で、ますます多くの北京市企業がこの支援プランを活用して創造能力を高めることや、年間の特許出願件数が 1000 件を超える企業の増加を期待すると話し、市の各部門に対し、協力を強化して支援プランの実施に力を合わせるよう求めた。市知識産権局の汪洪局長は、知的財産権支援策の策定と整備、サービス資源の整合を通じて多角的で内容豊富な研修活動を行うほか、特別プロジェクトの実施によりイノベーションに携わる企業の直面する課題の解決や企業の核心競争力の向上に努める方針だと表明した。(国家知識産権網 2011 年 12 月 30 日)

○司法関連の動き

★★★2. 福建省、技術成果の転化と産業化促進を目指し新施策★★★

より多くの技術成果を導入し、より多くの研究開発機構を誘致し、技術成果の産業化を

促進することで、企業のイノベーション活動を推し進め、イノベーション能力の全面的向上を実現するのを目指し、福建省はこのほど、「科学技術成果の転化と産業化の促進に関する若干の意見」を打ち出した。

「意見」では研究開発機構の設立や技術成果の転化などに最高 2000 万人民币の補助金を提供することや企業による特許出願、特許産業化に報奨金、利子補給金を与えるなど、研究機構の誘致、技術成果の産業化、人材の育成・誘致、職務発明の促進、企業による技術開発体制の整備などの各分野をカバーする優遇策、奨励策が盛り込まれている。

また、同「意見」によると、省の科学技術庁を筆頭に、省の発展改革委員会、経済貿易委員会、財政庁など関連部門は、重大技術プロジェクトに関する協調体制を確立し、具体的な実施細則を作成することとなっている。(国家知識産権網 2012 年 1 月 29 日)

○統計関連

★★★3. 2011 年の特許出願が 163.3 万件、前年より 33.6%増★★★

2011 年に中国の特許出願が前年より 34.5%増の 52.6 万件、実用新案が 58.5 万件、意匠が 52.2 万件で、三種類権利(特許)の出願件数は合わせて 163.3 万件に達し、前年より 33.6%増加した。登録件数については特許が 27.4%増の 17.2 万件、実用新案が 40.8 万件、意匠が 38.1 万件、合わせて 17.9%増の 96.1 万件だった。

有効件数は 2011 年末現在、特許が前年末より 23.4%増の 69.7 万件で、実用新案が 112.1 万件、意匠が 92.2 万件、三種類合わせて同 23.6%増の 274 万件となっている。有効特許の中に国内権利者の保有件数は 50.4%を占める 35.1 万件で、一人当たり(香港、マカオ、台湾を除く)の特許保有件数は 2.37 件だった。2011 年に中国の受理した PCT 国際特許出願は 1 万 7473 件、前年より 35.3%増加した。

急成長を維持してきた特許の出願・登録件数について、中国科学院研究生院(大学院)の法律・知的財産権学部の李順徳・主任は、国の知的財産権戦略の徹底実施や管理当局の支援策が功を奏したほか、企業の知的財産権意識の向上と中国経済の安定的成長も特許出願件数の増加につながったとの認識を示した。(国家知識産権網 2012 年 1 月 6 日)

★★★4. 特許による経済効果が明らか、大中企業調査で★★★

工業分野の大企業、中企業を対象に 2010 年の特許活動と経済効果の状況について国家知識産権局と国家統計局がまとめた調査の結果では、特許出願した企業の平均利潤率が 8.8%、特許出願したことのない企業の平均利潤率が 7.9%で、前者の経済効果が業界平均の水準を上回り、特許活動のもたらす経済効果が明らかであることがわかった。

統計によると、2010 年に特許出願した企業は全体の 22.5%にあたる 1 万 228 社で、主要業務の収入が同 38.9%の 16 兆 8639 億元、新製品の売り上げが同 66.4%の 4 兆 8406 億元、新製品の輸出額が同 70.3%の 1 兆 388 億元、利益総額が同 40.7%の 1 兆 3902 億元、総生産額が同 38.0%の 15 兆 8364 億元となっている。

1 社あたりの平均値では特許出願した企業の主要業務収入は 16 億 4880 万元、全体平均値の 1.7 倍、特許出願したことのない企業の 2.2 倍であった。その他の各指標はそれぞれ、新製品売り上げが 4 億 7327 万元で全体の 3 倍、出願のない企業の 6.8 倍、新製品輸出額が 1 億 156 万元で全体の 3.1 倍、出願のない企業の 8.2 倍、利益額が 1 億 3592 万元で全体の 1.8 倍、出願のない企業の 2.4 倍、工業生産額が 15 億 4834 万元で全体の 1.7 倍、出願のない企業の 2.1 倍となっている。(国家知識産権網 2011 年 12 月 29 日)

★★★6. 上海市の特許保有件数、1 万人あたり 13.4 件★★★

上海市の2011年末時点の有効特許件数は31117件で、前年より30.5%増えた。常住人口2330万人で計算すると、1万人当たりの特許保有件数は13.4件となっている。国家知識産権局が発表したデータでわかった。

上海市の専利出願件数は2011年に前年より12.7%増の80215件に達し、再び史上最高を更新した。この中、特許が32142件で22.8%増だった。全体に占める比率では特許が40%、実用新案が39%、意匠が21%となっている。

昨年の登録件数は47959件で、2010年とほぼ同じレベルを維持した。特許の登録件数は9160件で、前年より33.4%増加した。

上海市のPCT国際出願は昨年、847件に達し、前年より15.2%増加した。PCT国際出願が急増する背景にはイノベーション能力の向上のほか、企業や研究機関の知的財産権を運用する能力も向上しつつあり、特許の国際保護が重視されるようになっていることがあるとみられる。(国家知識産権網 2012年1月13日)

=====
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====
※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved